



議案第百二十号

地区再編農業構造改善事業福山地区ほ場整備工事請負契約の

締結についての議決の一部変更について

次のとおり地区再編農業構造改善事業福山地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和五十六年五月二十五日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年拾貳月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

四 契約金額中「五、一〇〇,〇〇〇円」を「四、六〇〇,〇〇〇円」に改める。